

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱

制 定 建建防第 5025 号 平成 28 年 4 月 1 日（局長決裁）
最近改正 建建防第 3366 号 令和 6 年 3 月 27 日（局長決裁）

（目的及び通則）

- 第 1 条 この要綱は、市内の木造住宅の耐震改修を促進するため、横浜市がその費用を補助するにあたり必要な事項を定め、地震に対する木造住宅の耐震性の向上及び震災に強いまちづくりに寄与することを目的とする。
- 2 本事業は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「耐震改修促進法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた、横浜市耐震改修促進計画に基づき実施する。
- 3 補助金の交付にあたっては、次に掲げる法令及び関係規定のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。
- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
 - (2) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）
 - (3) 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日制定）
 - (4) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号）
- 4 前項第 4 号の準用にあたっては、本要綱第 9 条第 1 項及び第 15 条第 2 項の規定において、「横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱に係る取扱い（平成 28 年 4 月 1 日制定・建建防第 5025 号）」第 10 条に規定する「耐震改修工事に係る補助限度単価の積算額の取扱い」に基づく審査を行うこと、及び「横浜市木造住宅耐震改修促進事業 設計・施工事業者登録制度実施要綱（平成 16 年 4 月 13 日制定・建民第 1030 号。以下「登録事業者要綱」という。）」に定める事業者から見積書の徴収を行うことから、同規則第 24 条ただし書に規定する 2 人以上の市内事業者からの入札又は見積書の徴収を行う必要がないと市長が認める場合として取り扱うものとする。

（用語の定義）

- 第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 木造住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を得て着工され（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）施行前に着工したものを含む。）、木造在来軸組構法で建築された階数 2 以下の住宅（第 19 条第 1 項第 1 号に規定する完了実績報告時に、横浜市木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成 10 年 4 月 1 日制定。以下「診断要綱」という。）第 2 条第 2 号に規定する自己所有かつ自己居住である住宅に限る。）をいう。ただし、昭和 56 年 6 月 1 日以降に増築した部分の合計が、現況及び耐震改修工事完了時の延べ面積の 2 分の 1 を超える場合を除く。
 - (2) 耐震診断 平成 18 年国土交通省告示第 184 号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。）第 1 本文ただし書の規定に基づき、指針第 1 に定める建築物の耐震診断の指針の一部と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法として「建築物の耐震診断及び耐震改修に関する技術上の指針に係る認定について（技術的助言）（平成 31 年 1 月 1 日国住指第 3107 号）」により認定された方法に基づき、木造住宅の耐震性を判定することをいう。
 - (3) 耐震改修工事 耐震診断の結果、耐震性が確保されていないと判定された木造住宅に対し、判定した際に用いた診断法に基づき耐震改修設計を行い、耐震性が確保されていると判定されるよう改修する工事のことをいう。
 - (4) 設計事業者 登録事業者要綱第 2 条第 3 項に規定する登録事業者又は一時登録事業者であり、かつ、第 9 条第 1 項の規定による補助金交付決定又は第 11 条第 1 項の規定による全体設計承認を受けて耐震改修工事を実施しようとする者から委任を受けてこの要綱に規定する手続き、並びに、当該耐震改修工事に係る設計及び当該耐震改修工事に係る工事監理を実施するものをいう。

- (5) 施工事業者 登録事業者要綱第2条第3項に規定する登録事業者又は一時登録事業者であり、かつ、第9条第1項の規定による補助金交付決定又は第11条第1項の規定による全体設計承認を受けて耐震改修工事を実施しようとする者から委任を受けて当該耐震改修工事に係る施工を実施するものをいう。
- (6) 補助区分 本要綱に基づき交付される補助金に設ける補助金限度額の区分のことをいい、第7号及び第8号に規定する2つの区分がある。
- (7) 非課税世帯区分 第5条に規定する補助対象建築物に居住する世帯員全員について、過去2年間、住民税（道府県民税、都民税、市町村税及び特別区民税をいう。）が非課税である場合の補助区分のことをいう。
- (8) 一般世帯区分 非課税世帯区分に該当しない場合の補助区分のことをいう。

（委託業務）

第3条 市長は、本事業に係る業務の一部を委託することができる。

（実施の範囲）

第4条 市長は、本事業を実施する年度の予算の範囲内で本事業を行うものとし、当該年度ごとに、第8条第1項に規定する補助金交付申請又は第10条第1項の規定による全体設計承認申請の受付期間・受付件数、及び第19条第1項に規定する完了実績報告書（第17号様式）の提出期限等を定めることができる。

（補助対象建築物）

第5条 補助の対象とする建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、耐震診断の結果、耐震性が確保されていないと判定された木造住宅とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する木造住宅は補助対象建築物から除く。

- (1) 既に本要綱、「横浜市木造住宅耐震改修促進事業実施要綱（平成18年7月31日廃止）」、「横浜市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱（平成18年7月20日制定・まち住計第583号）」又は「横浜市木造住宅一部耐震改修促進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日廃止）」に基づき補助金の交付を受けたもの、その他過去に国又は地方公共団体等から補助金又は助成金等の交付を受けて耐震改修工事を実施したもの
- (2) 第19条第1項第1号に規定する完了実績報告の時点において、明らかに建築基準法関係法令等に違反しているもの
- (3) 第9条第1項に規定する補助金交付決定を受けて実施する耐震改修工事に要する費用に対して、この要綱に基づき交付される補助金を除く、国又は地方公共団体等から他の補助金又は助成金等の交付を受けようとするもの
- (4) 耐震改修促進法第7条第3号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物に該当するもの
- (5) 平成19年9月1日以降に、横浜市が診断要綱に基づき耐震診断を実施した結果、上部構造評点が1.0以上と診断されたもの

（補助対象者）

第6条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者、かつ、自己の居住の用に供するため、設計事業者及び施工業者に委任し当該補助対象建築物の耐震改修工事を実施する者（法人を除く。）。ただし、当該所有者が当該補助対象建築物に居住していない場合に限り、当該所有者の配偶者又は一親等の親族であり、かつ、自己の居住の用に供するため、設計事業者及び施工業者に委任し当該補助対象建築物の耐震改修工事を実施する者を補助対象者としてすることができる。
- (2) 補助対象建築物に居住する世帯員全員に市税の滞納がないこと。

（補助の内容）

第7条 市長は、補助対象者に対し、当該補助対象者が実施する補助対象建築物の耐震改修工事

に要する費用（ただし、当該工事に係る工事監理費を除く。）を補助することができる。ただし、国内消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とする。

- 2 前項の補助金の額は、木造住宅に係る耐震改修工事費、補助区分ごとの補助金限度額、及び市長が別に定める「耐震改修工事に係る補助限度単価の積算額」のいずれか最も低い額で千円未満を切り捨てて得た額とする。
- 3 前項に規定する補助区分ごとの補助金限度額は、非課税世帯区分の場合は、1,400,000円とし、一般世帯区分の場合は、1,000,000円とする。

（補助金交付申請）

- 第8条 前条第1項に規定する補助金の交付を受け、耐震改修工事を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第11条第1項に規定する全体設計承認を受けている場合で、かつ、同条第3項又は第4項の規定による補助金の交付申請を行う場合には、必要書類等の添付を省略することができる。
- 2 前項に規定する補助金交付申請を行った申請者は、次条第1項の規定により補助金交付決定を受ける前に、耐震改修工事の実施に係る施工事業者との契約の締結及び耐震改修工事の着手をしてはならない。ただし、第11条第1項に規定する全体設計承認を受けている場合で、かつ、同条第3項の規定により前項に規定する補助金の交付申請を行った場合には、この項の規定は適用しない。
 - 3 当該耐震改修工事を実施しようとする補助対象建築物に居住する者の中に、補助対象者に該当する者が複数人いる場合は、そのうち1名を申請者とする。ただし、補助対象建築物に所有者が異なる住戸が複数ある場合は、それぞれの住戸の補助対象者に該当する者1名ずつを申請者とし、連名での申請とする。

（補助金交付決定）

- 第9条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、当該申請内容の審査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。
 - 3 市長は、第1項に規定する審査等の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（第3号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。
 - 4 市長は、前条第1項に規定する補助金交付申請を受理した翌日から起算して90日が経過しても、次の各号のいずれかに該当する場合で、第1項に規定する補助金交付決定ができないときは、補助金を交付しないことを決定し、補助金不交付決定通知書（第3号様式）をもって当該申請者に通知することができる。
 - (1) 当該申請に係る書類等に不備又は不整合がある場合
 - (2) 当該申請に係る申請者が補助対象者であること、当該申請に係る建築物が補助対象建築物であること、又は当該申請に係る耐震改修工事に要する費用が適正であることが、申請者及び設計事業者から提出された書類等により確認できない場合
 - 5 前2項に規定する通知を受けた申請者が改めて第7条第1項の規定による補助金の交付を受け、耐震改修工事を実施しようとする場合は、前条第1項に規定する補助金交付申請を再度行わなければならない。

（全体設計承認申請）

- 第10条 第8条第1項の規定に関わらず、申請者は第7条第1項に規定する補助金の交付を受け、かつ、2か年度に渡り耐震改修工事を実施しようとする場合は、全体設計承認申請書（第4号様式）に必要書類等を添えて市長に提出し、当該耐震改修工事に係る全体設計の承認申請を行い、初年度にまとめて市長の審査を受けなければならない。
- 2 前項に規定する全体設計の承認申請を行った申請者は、次条第1項の規定により全体設計の承認を受ける前に、耐震改修工事の実施に係る施工事業者との契約の締結及び耐震改修工事の着

手をしてはならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、申請者は、次条4項の規定により、全体設計の承認を受けた年度に第8条第1項に規定する補助金の交付申請を行う場合には、前条第1項に規定する補助金交付決定を受ける前に第8条第2項に掲げるものをしてはならない。
- 4 当該耐震改修工事を実施しようとする補助対象建築物に居住する者の中に、補助対象者に該当する者が複数人いる場合は、そのうち1名を申請者とする。ただし、補助対象建築物に所有者が異なる住戸が複数ある場合は、それぞれの住戸の補助対象者に該当する者1名ずつを申請者とし、連名での申請とする。

(全体設計承認)

- 第11条 市長は、前条第1項に規定する申請があったときは、当該申請内容の審査等を行い、全体設計の承認又は不承認を決定し、全体設計承認・不承認通知書(第5号様式)をもって当該申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により全体設計の承認を通知する場合において、必要があるときは当該承認について条件を付すことができる。
 - 3 第1項の規定により全体設計の承認を受けた申請者は、当該承認を受けた耐震改修工事に係る費用について第7条第1項に規定する補助金を受けようとする年度(ただし、当該承認を受けた年度を除く。)の初日(ただし、当該日に国及び市の当該年度予算が成立していない場合には、当該予算の成立日)に第8条第1項の規定により、当該年度までの耐震改修工事の出来高にに応じて補助金の交付申請を行わなければならない。
 - 4 第1項の規定により全体設計の承認を受けた申請者は、当該承認を受けた年度に、当該承認を受けた事業に係る費用について、第7条第1項に規定する補助金を受けようとする場合は、当該承認後速やかに、第8条第1項の規定により、当該年度の事業の出来高に係る補助金の交付申請を行わなければならない。
 - 5 市長は、前条第1項に規定する全体設計承認申請を受理した翌日から起算して90日が経過しても、次の各号のいずれかに該当する場合で、第1項に規定する全体設計承認ができないときは、不承認とすることを決定し、全体設計承認・不承認通知書(第5号様式)をもって当該申請者に通知することができる。
 - (1) 当該申請に係る書類等に不備又は不整合がある場合
 - (2) 当該申請に係る申請者が補助対象者であること、当該申請に係る建築物が補助対象建築物であること、又は当該申請に係る耐震改修工事に要する費用が適正であることが、申請者及び設計事業者から提出された書類等により確認できない場合
 - 6 第1項又は前項の規定により、不承認と決定した通知を受けた申請者が改めて第7条第1項の規定による補助金の交付を受け、かつ、2か年度に渡り耐震改修工事を実施する場合は、前条第1項の全体設計承認申請を再度行わなければならない。

(権利の譲渡禁止及び一般承継)

- 第12条 申請者は、この要綱の規定に基づく申請に係る地位及び補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。
- 2 前項の規定に関わらず、申請者が死亡した場合で、かつ、当該申請者が第8条第1項に規定する補助金交付申請又は第10条第1項に規定する全体設計承認申請に係る補助対象建築物の所有者であった場合は、当該補助対象建築物を相続した者が補助対象者に該当するときは、当該相続人がこの要綱に基づく申請に係る地位及び補助金交付を受ける権利を承継することができる。
 - 3 前項の規定により補助金交付を受ける権利を承継し、申請者となる場合は、地位の一般承継届出書(第6号様式)に必要書類等を添えて市長に提出しなければならない。

(耐震改修工事の着手)

- 第13条 申請者は、第9条第1項の規定による補助金交付決定通知(ただし、当該決定通知を受ける前に第11条第1項の規定による全体設計承認を受けている場合は除く。以下、この条において同じ。)を受けた後又は第11条第1項の規定による全体設計承認通知を受けた後、速やか

に施工事業者と耐震改修工事に係る契約を締結し、施工事業者は耐震改修工事に着手するものとする。

- 2 申請者は、耐震改修工事に着手した後、速やかに着手届（第7号様式）に必要書類等を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、第11条第1項の規定による全体設計承認通知を受けている場合は、当該承認を受けた年度の最終日までに着手し、着手した後、速やかに着手届（第7号様式）に必要書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

（中間検査）

- 第14条 市長は、必要に応じて、第9条第1項の規定による補助金交付決定又は第11条第1項の規定による全体設計承認を行うときに、当該決定に係る補助対象建築物において実施する耐震改修工事の工程を指定し、中間検査を実施することができる。
- 2 前項に規定する工程の指定を受けた申請者は、原則として中間検査を受検する5日前までに、中間検査依頼書（第8号様式）に必要書類等を添えて、市長に中間検査の依頼をしなければならない。
 - 3 市長は、前項に規定する中間検査依頼書を受理した場合は、第1項の規定により指定した工程に達したときに、速やかに中間検査を行うものとする。
 - 4 市長は、前項に規定する中間検査を行った結果、耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、耐震改修工事が適切に行われるよう申請者、設計事業者又は施工事業者に指示することができる。
 - 5 市長は、申請者、設計事業者又は施工事業者が前項の規定による指示に従わないときは、第21条第1項の規定により、第9条第1項に規定する補助金交付決定、第11条第1項に規定する全体設計承認、第15条第2項に規定する補助金交付変更決定又は第16条第2項に規定する全体設計変更承認の内容及び当該決定を取り消すことができる。

（補助金交付申請の内容変更）

- 第15条 申請者は、第9条第1項の規定による補助金交付決定又は第2項に規定する補助金交付変更決定を受けた後、事情により第8条第1項の規定による補助金交付申請の内容を変更（ただし、第4項各号に掲げる軽微な変更のみのものを除く。）する場合は、速やかに事業内容変更申請書（第9号様式）に必要書類等を添えて市長に提出し、補助金交付変更申請をしなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請内容の審査等を行い、補助金の交付の変更をすべきと認めるときは、補助金の交付の変更を決定し、補助金交付変更決定通知書（第10号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。
なお、第11条第1項の規定による全体設計承認を受けている場合は、併せて全体設計の変更を承認し、次条第2項に規定する全体設計変更承認通知書（第12号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定により補助金交付の変更決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金交付変更決定について条件を付すことができる。
 - 4 申請者は、第9条第1項の規定による補助金交付決定又は第2項に規定する補助金交付変更決定を受けた後、事情により第8条第1項の規定による補助金交付申請の内容に次の各号に掲げる軽微な変更が生じたときは、速やかに市長に報告し、第19条第1項に規定する完了実績報告書（第17号様式）の提出時までに事業内容変更報告書（第11号様式）に必要書類等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が他の申請書類等の内容から変更事項を確認でき、当該報告書の提出を不要と認める場合は、この限りではない。
 - (1) 設計事業者及び施工事業者の名称、代表者名又は所在地の変更、若しくは、代表となる設計者（設計事業者及び設計事業者が開設する建築士事務所（建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による。）に所属する者のうち、申請者より委任を受けて、この要綱に規定する手続き、当該耐震改修工事に係る設計及び当該工事に係る工事監理を代表して実施する者をいう。）の変更
 - (2) 次のアからエに該当しない変更のうち、市長が軽微な変更と認めるもの

- ア 補助金交付申請額の増額
 - イ 補助区分の変更
 - ウ 設計事業者及び施工事業者の変更
 - エ 耐震改修工事の計画を策定する際に用いる診断法の変更
- 5 第1項の規定による申請の変更内容又は前項の規定による報告の変更内容により、第13条第1項又は第2項の規定により行った耐震改修工事に係る契約に変更が必要な場合は、当該変更申請に係る補助金交付変更決定通知を受けた後又は当該変更報告後、申請者は、速やかに施工事業者と耐震改修工事に係る変更契約を締結し、速やかに契約書の写しを市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、第2項に規定する審査等の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（第3号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。

（全体設計承認申請の内容変更）

- 第16条 申請者は、第11条第1項の規定による全体設計承認又は第2項に規定する全体設計変更承認を受けた後において、事情により第10条第1項の規定による全体設計の承認申請の内容を変更（ただし、前条第4項第1号から第3号に掲げる軽微な変更を除く）する場合は、速やかに事業内容変更申請書（第9号様式）に必要書類等を添えて市長に提出し、全体設計変更承認申請をしなければならない。ただし、第15条第1項に規定する申請を行った場合は、この限りではない。
- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請内容の審査等を行い、全体設計の変更を承認又は不承認を決定した場合は、全体設計変更承認・不承認通知書（第12号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により全体設計変更承認を通知する場合において、必要があるときは当該全体設計変更承認について条件を付することができる。
- 4 申請者は、第11条第1項の規定による全体設計承認を受けた後において、事情により第10条第1項の規定による全体設計の承認申請の内容に前条第4項第1号及び第2号に掲げる軽微な変更が生じたときは、速やかに事業内容変更報告書（第11号様式）に必要書類等を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が他の申請書類等の内容から変更事項を確認でき、当該報告書の提出を不要と認める場合は、この限りではない。
- 5 第1項の規定による申請の変更内容又は前項の規定による報告の変更内容により、第13条第1項又は第2項の規定により行った耐震改修工事に係る契約に変更が必要な場合は、当該変更申請に係る全体設計変更承認通知を受けた後又は当該変更報告書の提出後、申請者は、速やかに施工事業者と耐震改修工事に係る変更契約を締結し、速やかに契約書の写しを市長に提出しなければならない。

（耐震改修工事に係る事業の完了期日の変更）

- 第17条 申請者は、耐震改修工事に係る事業が第9条第1項に規定する補助金交付決定通知、第11条第1項に規定する全体設計承認通知、第15条第2項に規定する補助金交付変更決定通知又は第16条第2項に規定する全体設計変更承認通知に付された期日までに完了しないと予想される場合は、速やかに完了期日変更報告書（第13号様式）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、耐震改修工事に係る事業の実施期間の延長期間が1か月を超えない場合は、完了期日変更報告を要しないこととする。

（取下げ、取止め）

- 第18条 申請者は、第8条第1項の規定による補助金交付申請又は第10条第1項の規定による全体設計承認申請を行った後、かつ、第9条第1項の規定による補助金交付決定を受ける前に、事情により耐震改修工事に係る事業を取止め又は取り下げるときは、速やかに耐震改修工事計画取止め・取下げ届（第14号様式）に必要書類等を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 申請者は、第9条第1項の規定による補助金交付決定を受けた後に、事情により耐震改修工

事に係る事業を取り止めるときは、耐震改修工事取止め承認申請書（第 15 号様式）に必要書類等を添えて市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

- 3 市長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適切であると認められた場合は、耐震改修工事の取止めを承認し、耐震改修工事取止め承認通知書（第 16 号様式）をもって当該申請者に通知するものとする。

（実績報告及び完了検査等）

第 19 条 申請者は、補助事業が完了したとき、速やかに完了実績報告書（第 17 号様式）に必要書類等を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第 9 条第 1 項の規定による補助金交付決定及び第 15 条第 2 項の規定による補助金交付変更決定を受けた耐震改修工事に係る事業が完了したとき
- (2) 第 11 条第 1 項の規定により全体設計の承認を受けた場合で、かつ、事業が完了する年度を除く年度において第 9 条第 1 項の規定による補助金交付決定及び第 15 条第 2 項の規定による補助金交付変更決定を受けた場合は、当該交付決定を受けた事業（当該年度の事業の出来高）が完了したとき
- 2 市長は、前項に規定する実績報告を受けたときは、当該報告の内容を審査し、当該報告の内容が適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、申請者に対して補助金額確定通知書（第 18 号様式）をもって通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査において、必要に応じて、補助対象建築物において実施した耐震改修工事における完了検査を行うことができる。
- 4 市長は、第 2 項の審査において、前項の規定に加え、耐震改修工事の実施状況に係る書類等を申請者、設計事業者及び施工業者に請求することができる。
- 5 市長は、第 1 項に規定する実績報告を受けた場合において、当該事業の成果が、第 9 条第 1 項に規定する補助金交付決定、第 15 条第 2 項に規定する補助金交付変更決定の内容又は当該決定に付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置を講じるよう申請者、設計事業者又は施工業者に指示することができる。
- 6 前項において、申請者、設計事業者又は施工事業者が当該指示に従わない場合、及び当該指示に基づく措置を申請者、設計事業者又は施工事業者が速やかに行わないために、第 9 条第 1 項に規定する補助金交付決定又は第 15 条第 2 項に規定する補助金交付変更決定を行った年度内に第 2 項に規定する補助金の額の確定を行うことができない場合は、市長は、第 21 条第 1 項の規定により、第 9 条第 1 項に規定する補助金交付決定、第 15 条第 2 項に規定する補助金交付変更決定の内容及び当該決定を取り消すことができる。

（補助金の請求）

第 20 条 前条第 2 項の規定により補助金額の確定の通知を受けた申請者は、速やかに補助金請求書（第 19 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する補助金請求書（第 19 号様式）を受理したときは、当該請求の内容を審査し、速やかに補助金を交付することとする。

（補助金交付決定又は全体設計承認の取消し）

第 21 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第 9 条第 1 項に規定する補助金交付決定、第 11 条第 1 項に規定する全体設計承認、第 15 条第 2 項に規定する補助金交付変更決定又は第 16 条第 2 項に規定する全体設計変更承認の内容及び当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が虚偽の申請その他の不正な行為を行ったとき
- (2) 申請者が補助金を交付の目的以外に使用しようとしたとき
- (3) 申請者が、第 9 条第 1 項に規定する補助金交付決定、第 11 条第 1 項に規定する全体設計承認、第 15 条第 2 項に規定する補助金交付変更決定又は第 16 条第 2 項に規定する全体設計変更承認の内容又は当該決定に付した条件に対して違反し、かつ、第 25 条第 2 項に規定する是正のための市長の指示に応じないとき
- (4) 申請者、設計事業者又は施工事業者が、第 14 条第 4 項及び第 19 条第 5 項に規定する市長

の指示に従わないとき

- (5) 申請者が、第 19 条第 1 項に規定する完了実績報告書を第 4 条に規定する提出期限までに提出せず、かつ、市長が、第 9 条第 1 項に規定する補助金交付決定、第 15 条第 2 項に規定する補助金交付変更決定を行った年度内に第 19 条第 2 項に規定による補助金の額の確定を行うことができないとき
- (6) 申請者が、この要綱の規定又はこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき
- (7) 天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき
- (8) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 市長は、前項の規定により、第 9 条第 1 項に規定する補助金交付決定、第 15 条第 2 項に規定する補助金交付変更決定の内容及び当該決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（第 20 号様式）により申請者に通知することとする。

3 市長は、第 1 項の規定により、第 11 条第 1 項に規定する全体設計承認、第 16 条第 2 項に規定する全体設計変更承認の内容及び当該承認の全部又は一部を取り消したときは、全体設計承認取消通知書（第 21 号様式）により申請者に通知することとする。

（補助金の返還）

第 22 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金交付決定又は補助金交付変更決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めて、当該補助金の交付を受けた者にその返還を命じることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金が返還された場合、当該補助が国庫補助金又は神奈川県補助金の交付を受けたものである場合は、速やかに国又は神奈川県へ補助金を返還するための措置を講じなければならない。

（交付後の処理）

第 23 条 補助金の交付を受けた申請者は、収支決算を行い、第 19 条第 2 項に規定する補助金額確定通知後、速やかに収支決算書（第 22 号様式）に耐震改修工事に要する費用に係る領収書の写しを添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する収支決算において余剰金が発生した場合は、申請者は、余剰金を速やかに市長に返還しなければならない。

（指示又は助言）

第 24 条 市長は、耐震改修工事に係る事業の適正な遂行を確保するため、申請者に対し必要な措置を指示し、又は、必要な助言等を行うことができる。

（調査及び遂行指示）

第 25 条 申請者、設計事業者及び施工事業者は、この要綱による補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければならない。

2 市長は、前項に規定する調査の結果、第 9 条第 1 項に規定する補助金交付決定、第 11 条第 1 項に規定する全体設計承認、第 15 条第 2 項に規定する補助金交付変更決定又は第 16 条第 2 項に規定する全体設計変更承認の内容及び当該決定に付した条件に従って耐震改修工事に係る事業が適正に遂行されていないと認めた場合は、是正のための措置を講じ、かつ、適正に当該事業を遂行するよう申請者、設計事業者及び施工事業者に指示することができる。

（処分の制限）

第 26 条 第 7 条第 1 項に規定する補助金の交付を受け、耐震改修工事を実施した者は、当該補助金の交付を受けてから 10 年以上当該建築物に居住しなければならない。

2 第 7 条第 1 項に規定する補助金の交付を受け、耐震改修工事を実施した者は、当該補助金の交付を受けてから 10 年以上、当該補助の対象となった部分について、耐震改修工事完了後も適切に維持管理しなければならない。ただし、やむを得ず当該耐震改修工事の実施箇所を修繕、改変又は除却する場合は、当該者はあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(新たな所有者への通知)

第 27 条 市長は、第 7 条第 1 項に規定する補助金の交付を受けて耐震改修工事が行われた建築物について、当該建築物の所有者が変更された場合、当該建築物の新たな所有者に対して当該補助金を交付済みであることを通知することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置等)

- 2 平成 28 年 3 月 31 日までに横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱（平成 18 年 7 月 20 日制定・まち住計第 583 号）に基づく申請を行ったものは、この要綱の規定を適用せず、横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱及び横浜市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱（平成 18 年 7 月 20 日制定・まち住計第 583 号）の規定を適用することとする。ただし、横浜市木造住宅耐震改修促進事業計画承認要綱に基づく申請に係る計画を、取下げたもの（市長が取り下げられたと扱ったものを含む。）、取止めたもの、又は、市長が取消したもので、かつ、その後この要綱に基づく申請を行ったものを除く。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置等)

- 2 前項の規定に関わらず、施行日前の申請については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置等)

- 2 前項の規定に関わらず、平成 30 年 3 月 31 日までに第 11 条第 1 項の規定による全体設計の承認を受け、第 11 条第 3 項の規定により補助金を受けようとする年度の初日に、第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請を行う場合は、従前の要綱による第 1 号様式を用いることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日 建建防第 4283 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日 建建防第 4741 号)

(施行期日)

- 1 この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和3年7月12日 建建防第1140号）

（施行期日）

- 1 この要綱は令和3年7月12日から施行する。

（経過措置等）

- 2 前項の規定に関わらず、令和3年7月11日までに、第8条第1項に規定する補助金交付申請を行う場合は従前の要綱による第1号様式、第10条第1項に規定する全体設計承認申請を行う場合は従前の要綱による第4号様式、第14条第2項に規定する中間検査依頼を行う場合は従前の要綱による第8号様式、第15条第1項、第16条第1項に規定する事業内容変更申請を行う場合は従前の要綱による第9号様式、第18条第2項に規定する取止め承認申請を行う場合は従前の要綱による第15号様式を用いることができるものとする。

附 則（令和4年3月31日 建建防第4136号）

（施行期日）

- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月13日 建建防第539号）

（施行期日）

- 1 この要綱は令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和5年3月31日 建建防第3760号）

（施行期日）

- 1 この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日 建建防第3366号）

（施行期日）

- 1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 年度 補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 千
住所
氏名
電話 ()

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第8条第1項の規定により、補助金の交付を受けて、次の建築物の耐震改修工事を実施したいため、必要書類を添えて、当該耐震改修工事に係る補助金の交付申請を行います。

なお、申請にあたっては、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱が適用されることに同意します。

No. _____

添付書類

- (1) 建築物の所在地及び所有者が確認できる書類
- (2) 建築物の建築年次が確認できる書類
- (3) 補助対象者であることが確認できる書類
- (4) 市税の滞納状況を調査することについての同意書
- (5) 建築物の概要が確認できる書類
- (6) 実施する工事内容が確認できる書類
- (7) 見積書
- (8) その他市長が必要と認める書類

耐震改修工事計画を策定する際に用いる耐震診断法 (該当に○)

	【精密診断型】 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」
	【一般診断型】 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」
	【壁量充足型】 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定 (地震に関する構造耐力に係る部分に限る) に適合するものであることを確認する方法

同意事項 (下記に○)

	横浜市省エネ住宅住替え補助を利用する場合、耐震性能の有無を確認するため、本申請状況及び申請に係る書類等の内容を、横浜市建築局住宅部住宅政策課と共有することに同意します。
--	--

※本補助事業は、社会資本整備総合交付金交付要綱に規定する住宅・建築物安全ストック形成事業の国費を充当しています。国又は地方公共団体等から他の補助金又は助成金等の交付を受ける場合は、本補助事業との併用の可否を含め、補助要件を各所管部署にご確認ください。

第1号様式 第2面 (第8条第1項関係) (全体設計の承認を受けた場合は、第2面の添付を省略できます。)

1 補助区分、建築物、設計事業者、設計者及び(予定)施工事業者

補助区分		□一般世帯区分 □非課税世帯区分	
建築物	所在地	(住居表示) 区 (地番表示) 区	
	構造及び規模	木造 階建て	
	所有者氏名		
設計事業者	登録事業者	□登録事業者(登録No.) □一時登録事業者	
	名称(個人事業者は個人氏名も記入)		
	役職・代表者氏名(法人のみ)		
	本店(主たる事務所)の所在地		
	建築士事務所登録番号	() 建築士事務所 () 知事登録第	号
	建築士事務所名		
	建築士事務所所在地		
	電話番号・FAX番号	電話: () FAX: ()	
その他の連絡先 (名称・所在地・電話番号・FAX番号)			
設計者	設計事業者及び建築士事務所に所属する者のうち、代表となる設計者(工事監理者)	資格	() 建築士 () 登録第 号
		氏名	
	設計事業者に所属する者のうち、その他の担当者氏名	耐震改修促進法施行規則第5条第1号又は第2号への該当	□該当 □非該当
施工事業者	登録事業者	□登録事業者(登録No.) □一時登録事業者	
	名称(個人事業者は個人氏名も記入)		
	役職・代表者氏名(法人のみ)		
	本店(主たる事務所)の所在地		
	電話番号・FAX番号	電話: () FAX: ()	
その他の連絡先 (名称・所在地・電話番号・FAX番号)			

第1号様式 第3面 (第8条第1項関係)

2 耐震診断による点数及び市診断実施歴

耐震診断による点数	現況 (改修前)	
	計画 (改修後)	
市耐震診断実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

3 耐震改修工事に係る事業の実施期間

事業の着手 (予定) 年月日	年 月 日
事業の完了予定年月日	年 月 日

4 耐震改修工事に要する費用及び補助金 (税抜)

工事費予定額 ①	円
上記のうち耐震改修工事に要する費用 ②	円
補助限度単価の積算額 ③	円
補助区分ごとの補助金限度額 ④ (※一般世帯区分: 1,000,000円、非課税世帯区分: 1,400,000円)	円
補助金申請額 (※②から④のうち最も低い金額で、千円未満を切り捨てた金額)	円

（申請者）

様

横浜市長

**横浜市木造住宅耐震改修促進事業
年度 補助金交付決定通知書**

年 月 日に横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請がありました耐震改修工事の費用に係る補助金の交付については、同要綱第9条第1項の規定により次のとおり交付を決定しましたので、通知します。併せて、地震に対して安全な構造となるよう、早期に耐震改修工事を実施されることをお勧めします。

No. _____

1 補助対象建築物及び補助金交付予定額

建築物	所在地（地番表示）			
	構造及び規模	木造 階建て		
	所有者氏名			
耐震改修工事計画を策定する際に用いる診断方法		<input type="checkbox"/> 精密診断型	<input type="checkbox"/> 一般診断型	<input type="checkbox"/> 壁量充足型
補助区分		<input type="checkbox"/> 一般世帯区分	<input type="checkbox"/> 非課税世帯区分	
補助金交付予定額		円		

2 補助金の交付条件

- (1) 横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。
- (2) この通知後、速やかに施工事業者と耐震改修工事に係る契約を締結し、施工事業者は耐震改修工事に着手すること。また、耐震改修工事に着手した後、速やかに着手届（第7号様式）に必要書類を添えて、市長に提出すること。（既に耐震改修工事に係る全体設計承認を受けて、耐震改修工事に着手している場合は、引き続き、耐震改修工事を適正に遂行すること。）
- (3) 中間検査を実施する工程の指定を受けた場合は、原則として中間検査を受検する5日前までに、中間検査依頼書（第8号様式）に必要書類を添えて、市長に中間検査の依頼をし、中間検査を受検しなければならない。（既に耐震改修工事に係る全体設計承認を受けて、耐震改修工事に着手し、既に中間検査依頼書（第8号様式）を提出している場合は、改めて提出する必要はない。）
- (4) この補助金交付決定を受けた年度内、かつ、市長が要綱第4条の規定により定める期間内に完了実績報告書（第17号様式）を提出し、要綱第19条第2項に規定する補助金額の確定を受けること。
- (5) この耐震改修工事が 年 月 日までに完了しない場合又はこの耐震改修工事の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) この補助金交付申請の内容を変更する場合、又は、耐震改修工事を取止める場合には、要綱に従い、市長に申請、報告又は届出をし、承認又は指示を受けなければならない。
- (7) 要綱の規定に基づく申請に係る地位及び補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならない。
- (8) この耐震改修工事に係る補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、要綱第25条第1項の規定により、これに協力しなければならない。
- (9) 国又は地方公共団体等から他の補助金又は助成金等の交付を受けようとする場合には、要綱第5条第2項第3号の規定を遵守すること。

第 号
年 月 日

（申請者）

様

横浜市長

**横浜市木造住宅耐震改修促進事業
年度 補助金不交付決定通知書**

年 月 日に横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請がありました、次の建築物の耐震改修工事の費用に係る補助金の交付については、次の理由により、同要綱第9条第3項又は第4項の規定により不交付を決定しましたので、通知します。

No. _____

建築物	所在地（地番表示）	
	構造及び規模	木造 階建て
	所有者氏名	
不交付決定をした理由		

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 全体設計承認申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 千
住所
氏名
電話 ()

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第10条第1項の規定により、耐震改修工事に係る全体設計の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請を行います。

なお、申請にあたっては、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱が適用されることに同意します。

No. _____

添付書類

- (1) 建築物の所在地及び所有者が確認できる書類
- (2) 建築物の建築年次が確認できる書類
- (3) 補助対象者であることが確認できる書類
- (4) 市税の滞納状況を調査することについての同意書
- (5) 建築物の概要が確認できる書類
- (6) 実施する工事内容が確認できる書類
- (7) 見積書
- (8) その他市長が必要と認める書類

耐震改修工事計画を策定する際に用いる耐震診断法 (該当に○)

	【精密診断型】 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」
	【一般診断型】 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」
	【壁量充足型】 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定(地震に関する構造耐力に係る部分に限る)に適合するものであることを確認する方法

同意事項 (下記に○)

	横浜市省エネ住宅住替え補助を利用する場合、耐震性能の有無を確認するため、本申請状況及び申請に係る書類等の内容を、横浜市建築局住宅部住宅政策課と共有することに同意します。
--	--

※本補助事業は、社会資本整備総合交付金交付要綱に規定する住宅・建築物安全ストック形成事業の国費を充当しています。国又は地方公共団体等から他の補助金又は助成金等の交付を受ける場合は、本補助事業との併用の可否を含め、補助要件を各所管部署にご確認ください。

第4号様式 第2面 (第10条第1項関係)

1 補助区分、建築物、設計事業者、設計者及び(予定)施工事業者

補助区分		<input type="checkbox"/> 一般世帯区分 <input type="checkbox"/> 非課税世帯区分		
建築物	所在地	(住居表示) 区	(地番表示) 区	
	構造及び規模	木造 階建て		
	所有者氏名			
設計事業者	登録事業者	<input type="checkbox"/> 登録事業者(登録No.) <input type="checkbox"/> 一時登録事業者		
	名称(個人事業者は個人氏名も記入)			
	役職・代表者氏名(法人のみ)			
	本店(主たる事務所)の所在地			
	建築士事務所登録番号	() 建築士事務所 () 知事登録第 号		
	建築士事務所名			
	建築士事務所所在地			
	電話番号・FAX番号	電話: ()	FAX: ()	
	その他の連絡先 (名称・所在地・電話番号・FAX番号)			
設計者	設計事業者及び建築士事務所に所属する者のうち、代表となる設計者(工事監理者)	資格	() 建築士 () 登録第 号	
		氏名		
	設計業者に所属する者のうち、その他の担当者氏名	耐震改修促進法施行規則第5条第1号又は第2号への該当		<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
施工事業者	登録事業者	<input type="checkbox"/> 登録事業者(登録No.) <input type="checkbox"/> 一時登録事業者		
	名称(個人事業者は個人氏名も記入)			
	役職・代表者氏名(法人のみ)			
	本店(主たる事務所)の所在地			
	電話番号・FAX番号	電話: ()	FAX: ()	
	その他の連絡先 (名称・所在地・電話番号・FAX番号)			

第4号様式 第3面 (第10条第1項関係)

2 耐震診断による点数及び市診断実施歴

耐震診断による点数	現況 (改修前)	
	計画 (改修後)	
市耐震診断実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

3 耐震改修工事に係る事業の実施期間

事業の着手 (予定) 年月日	年 月 日
事業の完了予定年月日	年 月 日

4 耐震改修工事に要する費用及び補助金 (税抜)

工事費予定額 ①	円
上記のうち耐震改修工事に要する費用 ②	円
補助限度単価の積算額 ③	円
補助区分ごとの補助金限度額 ④ (※一般世帯区分: 1,000,000円、非課税世帯区分: 1,400,000円)	円
補助金申請額 (※②から④のうち最も低い金額で、千円未満を切り捨てた金額)	円

（申請者）

様

横浜市長

**横浜市木造住宅耐震改修促進事業
全体設計承認・不承認通知書**

年 月 日に横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第10条第1項の規定により提出がありました耐震改修工事に係る全体設計の承認について、同要綱第11条第1項の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。併せて、地震に対して安全な構造となるよう、早期に耐震改修工事を実施されることをお勧めします。

No. _____

1 補助対象建築物及び承認・不承認

建築物	所在地（地番表示）			
	構造及び規模	木造 階建て		
	所有者氏名			
耐震改修工事計画を策定する際に用いる診断方法		<input type="checkbox"/> 精密診断型	<input type="checkbox"/> 一般診断型	<input type="checkbox"/> 壁量充足型
全体設計の承認		<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認	

2 承認の場合の承認条件

- (1) 横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。
- (2) この承認を受けた耐震改修工事に係る費用について、要綱第7条第1項に規定する補助金を受けようとする年度（ただし、当該承認を受けた年度を除く。）の初日（ただし、当該日に国及び市の当該年度予算が成立していない場合には、当該予算の成立日）に要綱第8条第1項の規定により、当該年度までの耐震改修工事の出来高に応じて補助金の交付申請を行わなければならない。
- (3) この承認を受けた年度に、当該承認を受けた事業に係る費用について、要綱第7条第1項に規定する補助金を受けようとする場合は当該承認後速やかに、要綱第8条第1項の規定により、当該年度の耐震改修工事の出来高に係る補助金の交付申請を行わなければならない。
- (4) この通知後、速やかに施工事業者と耐震改修工事に係る契約を締結し、施工事業者は耐震改修工事に着手すること。また、耐震改修工事に着手した後、速やかに着手届（第7号様式）に必要書類を添えて、市長に提出すること。（ただし本号の条件は、前号に該当するものを除く。）
- (5) 中間検査を実施する工程の指定を受けた場合は、原則として中間検査を受検する5日前までに、中間検査依頼書（第8号様式）に必要書類を添えて、市長に中間検査の依頼をし、中間検査を受検しなければならない。
- (6) この耐震改修工事が 年 月 日までに完了しない場合又はこの耐震改修工事の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (7) この全体設計承認の内容を変更する場合、又は、耐震改修工事を取止める場合には、要綱に従い、市長に申請、報告又は届出をし、承認又は指示を受けなければならない。
- (8) 要綱の規定に基づく申請に係る地位及び補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならない。
- (9) この耐震改修工事に係る補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、要綱第25条第1項の規定により、これに協力しなければならない。
- (10) 第2号の承認条件に関わらず、この通知は耐震改修工事に係る全体設計の承認であって、耐震改修の費用に係る補助金の交付を確約するものではありません。
- (11) 国又は地方公共団体等から他の補助金又は助成金等の交付を受けようとする場合には、要綱第5条第2項第3号の規定を遵守すること。

横浜市木造住宅耐震改修促進事業
地位の一般承継届出書

年 月 日

（提出先）
横浜市長

申請者（承継人） 千
住所
氏名
電話 ()

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱に規定する次の建築物の耐震改修工事に係る申請について、申請者（被承継人）が亡くなったため、当該申請者の地位を承継しますので、必要書類を添えて届け出ます。

申請番号		
建築物	所在地（地番表示）	
	構造及び規模	木造 階建て
	所有者氏名	前
後		
被承継人氏名 （変更前の申請者氏名）		
承継人氏名 （変更後の申請者氏名）		
耐震改修工事計画を策定 する際に用いる診断方法		<input type="checkbox"/> 精密診断型 <input type="checkbox"/> 一般診断型 <input type="checkbox"/> 壁量充足型

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 着手届

年 月 日

（提出先）
横浜市長

届出者（申請者） 千
住所
氏名
電話 ()

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第9条第1項の規定により補助金の交付決定又は同要綱第11条第1項の規定により全体設計の承認を受けた次の建築物について、当該耐震改修工事に着手しましたので、同要綱第13条第3項の規定により、必要書類を添えて着手届を提出します。

No. _____

1 補助対象建築物

建 築 物	所在地（地番表示）	
	構造及び規模	木造 階建て
	所有者氏名	
補助金交付（変更）決定 通知書番号	年 月 日	第 号
全体設計（変更）承認 通知書番号	年 月 日	第 号

※補助金交付（変更）決定通知書番号及び全体設計（変更）承認通知書番号は、最新のものを記入してください。

2 耐震改修工事に係る事業の実施期間

事業の着手年月日	年 月 日
事業の完了予定年月日	年 月 日

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 中間検査依頼書

年 月 日

（提出先）
横浜市長

申請者 千
住所
氏名
電話 ()

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により補助金の交付決定又は同要綱第 11 条第 1 項の規定により全体設計の承認を受けた次の建築物について、中間検査の依頼をします。同要綱第 14 条第 2 項の規定により、必要書類を添えて中間検査依頼書を提出します。

なお、申請にあたっては、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱が適用されることに同意します。

No. _____

1 補助対象建築物

建	所在地（地番表示）	
築	構造及び規模	木造 階建て
物	所有者氏名	
補助金交付（変更）決定 通知書番号	年 月 日	第 号
全体設計（変更）承認 通知書番号	年 月 日	第 号

※補助金交付（変更）決定通知書番号及び全体設計（変更）承認通知書番号は、最新のものを記入してください。

2 中間検査の依頼を行う耐震改修工事の工程（市長が指定した工程）

中間検査を 依頼する 工事工程 (該当に○)	中間検査 実施予定日	耐震改修工事の工程	
	年 月 日	耐力壁工事	筋かい・面材・金物等設置時
	年 月 日	基礎工事	配筋完了時
	年 月 日	屋根工事	既存屋根撤去完了時
	年 月 日	その他	()

※ 建築基準法関係法令等に適合させる是正工事は、完了検査時の確認です。

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 年度 事業内容変更申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 氏
住所
氏名
電話 ()

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第9条第1項の規定による補助金交付決定又は同要綱第11条第1項の規定による全体設計承認を受けた次の建築物について、当該決定に係る申請の内容を変更したいので、同要綱第15条第1項又は同要綱第16条第1項の規定により、必要書類を添えて、事業内容の変更を申請します。

なお、申請にあたっては、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱が適用されることに同意します。

No. _____

1 補助金交付決定通知書番号及び全体設計承認通知書番号

補助金交付(変更)決定通知書番号	年 月 日	第 号
全体設計(変更)承認通知書番号	年 月 日	第 号

※補助金交付(変更)決定通知書番号及び全体設計(変更)承認通知書番号は、最新のものを記入してください。

2 耐震改修工事計画を策定する際に用いる耐震診断法(該当に○)

【精密診断型】 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」
【一般診断型】 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」
【壁量充足型】 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定(地震に関する構造耐力に係る部分に限る)に適合するものであることを確認する方法

(備考) 第2面は必ず添付し、第3面は記載事項が変更となる場合のみ添付してください。

3 耐震診断による点数 及び 耐震改修工事に要する費用及び補助金 (税抜)

項目	変更前	変更後
耐震診断による点数 現況 (改修前)		
耐震診断による点数 計画 (改修後)		
工事費予定額 ①	円	円
上記のうち耐震改修工事に要する費用 ②	円	円
補助限度単価の積算額 ③	円	円
補助区分ごとの補助金限度額 ④ (※一般世帯区分:1,000,000円、非課税世帯区分:1,400,000円)	円	円
補助金申請額 (※②から④のうち最も低い金額で、千円未満を切り捨てた金額)	円	円

4 変更内容

第9号様式 第3面 (第15条第1項、第16条第1項関係)

5 補助区分、建築物、設計事業者、設計者及び(予定)施工事業者

補助区分		□一般世帯区分 □非課税世帯区分		
建築物	所在地	(住居表示) 区 (地番表示) 区		
	構造及び規模	木造 階建て		
	所有者氏名			
設計事業者	登録事業者	□登録事業者(登録No.) □一時登録事業者		
	名称(個人事業者は個人氏名も記入)			
	役職・代表者氏名(法人のみ)			
	本店(主たる事務所)の所在地			
	建築士事務所登録番号	() 建築士事務所 () 知事登録第	号	
	建築士事務所名			
	建築士事務所所在地			
	電話番号・FAX番号	電話: () FAX: ()		
	その他の連絡先 (名称・所在地・電話番号・FAX番号)			
設計者	設計事業者及び建築士事務所に所属する者のうち、代表となる設計者(工事監理者)	資格	() 建築士 () 登録第 号	
		氏名		
	設計事業者に所属する者のうち、その他の担当者氏名	耐震改修促進法施行規則第5条第1号又は第2号への該当		□該当 □非該当
施工事業者	登録事業者	□登録事業者(登録No.) □一時登録事業者		
	名称(個人事業者は個人氏名も記入)			
	役職・代表者氏名(法人のみ)			
	本店(主たる事務所)の所在地			
	電話番号・FAX番号	電話: () FAX: ()		
	その他の連絡先 (名称・所在地・電話番号・FAX番号)			

（申請者）

様

横浜市長

**横浜市木造住宅耐震改修促進事業
年度 補助金交付変更決定通知書**

年 月 日に横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により変更申請がありました耐震改修工事の費用に係る補助金の交付については、同要綱第 15 条第 2 項の規定により次のとおり交付の変更を決定しましたので、通知します。

No. _____

1 補助対象建築物及び補助金交付予定額

建築物	所在地（地番表示）			
	構造及び規模	木造 階建て		
	所有者氏名			
耐震改修工事計画を策定する際に用いる診断方法		<input type="checkbox"/> 精密診断型	<input type="checkbox"/> 一般診断型	<input type="checkbox"/> 壁量充足型
補助区分		<input type="checkbox"/> 一般世帯区分	<input type="checkbox"/> 非課税世帯区分	
補助金交付予定額（変更後）		円		

2 補助金の交付条件

- (1) 横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。
- (2) この通知後、速やかに施工事業者と耐震改修工事に係る契約を締結し、施工事業者は耐震改修工事に着手すること。また、耐震改修工事に着手した後、速やかに着手届（第 7 号様式）に必要書類を添えて、市長に提出すること。（既に耐震改修工事に係る補助金交付決定又は全体設計承認を受けて、耐震改修工事に着手している場合は、引き続き、耐震改修工事を適正に遂行すること。）
- (3) この補助金交付変更申請の内容により変更契約が必要な場合は、速やかに施工事業者と耐震改修工事に係る変更契約を締結し、速やかに契約書の写しを市長に提出すること。
- (4) 中間検査を実施する工程の指定を受けた場合は、原則として中間検査を受検する 5 日前までに、中間検査依頼書（第 8 号様式）に必要書類を添えて、市長に中間検査の依頼をし、中間検査を受検しなければならない。（既に耐震改修工事に係る補助金交付決定又は全体設計承認を受けて、耐震改修工事に着手し、既に中間検査依頼書（第 8 号様式）を提出している場合は、改めて提出する必要はない。）
- (5) この補助金交付決定を受けた年度内、かつ、市長が要綱第 4 条の規定により定める期間内に完了実績報告書（第 17 号様式）を提出し、要綱第 19 条第 2 項に規定する補助金額の確定を受けること。
- (6) この耐震改修工事が 年 月 日までに完了しない場合又はこの耐震改修工事の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (7) この補助金交付申請の内容を変更する場合、又は、耐震改修工事を取止める場合には、要綱に従い、市長に申請、報告又は届出をし、承認又は指示を受けなければならない。
- (8) 要綱の規定に基づく申請に係る地位及び補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならない。
- (9) この耐震改修工事に係る補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、要綱第 25 条第 1 項の規定により、これに協力しなければならない。（A 4）

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 年度 事業内容変更報告書

年 月 日

(報告先)
横浜市長

報告者 (申請者) 干
住所
氏名
電話 ()

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定による補助金交付決定又は同要綱第 11 条第 1 項の規定による全体設計承認を受けた次の建築物について、当該決定に係る申請の内容に軽微な変更が生じたので、同要綱第 15 条第 4 項又は同要綱第 16 条第 4 項の規定により、必要書類を添えて報告します。

No. _____

1 補助金交付決定通知書番号及び全体設計承認・不承認通知書番号

補助金交付 (変更) 決定通知書番号	年 月 日	第 号
全体設計 (変更) 承認・不承認通知書番号	年 月 日	第 号

※補助金交付 (変更) 決定通知書番号及び全体設計 (変更) 承認・不承認通知書番号は、最新のものを記入してください。

2 耐震改修工事計画を策定する際に用いる耐震診断法 (該当に○)

【精密診断型】 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」
【一般診断型】 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」
【壁量充足型】 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和 56 年 6 月 1 日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定 (地震に関する構造耐力に係る部分に限る) に適合するものであることを確認する方法

(備考) 第 2 面は必ず添付し、第 3 面は記載事項が変更となる場合のみ添付してください。

(A 4)

第 11 号様式 第 2 面（第 15 条第 4 項、第 16 条第 4 項関係）

3 耐震診断による点数 及び 耐震改修工事に要する費用及び補助金（税抜）

項目	変更前	変更後
耐震診断による点数 現況（改修前）		
耐震診断による点数 計画（改修後）		
工事費予定額 ①	円	円
上記のうち耐震改修工事に要する費用 ②	円	円
補助限度単価の積算額 ③	円	円
補助区分ごとの補助金限度額 ④ (※一般世帯区分:1,000,000円、非課税世帯区分:1,400,000円)	円	円
補助金申請額 (※②から④のうち最も低い金額で、千円未満を切り捨てた金額)	円	円

4 変更内容

第 11 号様式 第 3 面 (第 15 条第 4 項、第 16 条第 4 項関係)

5 補助区分、建築物、設計事業者、設計者及び(予定)施工事業者

補助区分		□一般世帯区分 □非課税世帯区分		
建築物	所在地	(住居表示) 区 (地番表示) 区		
	構造及び規模	木造 階建て		
	所有者氏名			
設計事業者	登録事業者	□登録事業者(登録No.) □一時登録事業者		
	名称(個人事業者は個人氏名も記入)			
	役職・代表者氏名(法人のみ)			
	本店(主たる事務所)の所在地			
	建築士事務所登録番号	() 建築士事務所 () 知事登録第	号	
	建築士事務所名			
	建築士事務所所在地			
	電話番号・FAX番号	電話: () FAX: ()		
	その他の連絡先 (名称・所在地・電話番号・FAX番号)			
設計者	設計事業者及び建築士事務所に所属する者のうち、代表となる設計者(工事監理者)	資格	() 建築士 () 登録第 号	
		氏名		
	設計事業者に所属する者のうち、その他の担当者氏名	耐震改修促進法施行規則第 5 条第 1 号又は第 2 号への該当		□該当 □非該当
施工事業者	登録事業者	□登録事業者(登録No.) □一時登録事業者		
	名称(個人事業者は個人氏名も記入)			
	役職・代表者氏名(法人のみ)			
	本店(主たる事務所)の所在地			
	電話番号・FAX番号	電話: () FAX: ()		
	その他の連絡先 (名称・所在地・電話番号・FAX番号)			

（申請者）

様

横浜市長

**横浜市木造住宅耐震改修促進事業
全体設計変更承認・不承認通知書**

年 月 日に横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により変更申請がありました耐震改修工事に係る全体設計については、同要綱第 16 条第 2 項の規定により次のとおり決定しましたので、通知します。

No. _____

1 補助対象建築物及び承認・不承認

建築物	所在地（地番表示）			
	構造及び規模	木造 階建て		
	所有者氏名			
耐震改修工事計画を策定する際に用いる診断方法		<input type="checkbox"/> 精密診断型	<input type="checkbox"/> 一般診断型	<input type="checkbox"/> 壁量充足型
全体設計の承認		<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認	

2 承認の場合の承認条件

- (1) 横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。
- (2) この承認を受けた耐震改修工事に係る費用について、要綱第 7 条第 1 項に規定する補助金を受けようとする年度（ただし、当該承認を受けた年度を除く。）の初日（ただし、当該日に国及び市の当該年度予算が成立していない場合には、当該予算の成立日）に要綱第 8 条第 1 項の規定により、当該年度までの耐震改修工事の出来高に応じて補助金の交付申請を行わなければならない。
- (3) この承認を受けた年度に、当該承認を受けた事業に係る費用について、要綱第 7 条に規定する補助金を受けようとする場合は当該承認後速やかに、要綱第 8 条第 1 項の規定により、当該年度の事業の出来高に係る補助金の交付申請を行わなければならない。
- (4) この通知後、速やかに施工事業者と耐震改修工事に係る契約を締結し、施工事業者は耐震改修工事に着手すること。また、耐震改修工事に着手した後、速やかに着手届（第 7 号様式）に必要書類を添えて、市長に提出すること。（ただし本号の条件は、前号に該当する場合を除く。）
- (5) 中間検査を実施する工程の指定を受けた場合は、原則として中間検査を受検する 5 日前までに、中間検査依頼書（第 8 号様式）に必要書類を添えて、市長に中間検査の依頼をし、中間検査を受検しなければならない。（既に耐震改修工事に係る全体設計承認を受けて、耐震改修工事に着手し、既に中間検査依頼書（第 8 号様式）を提出している場合は、改めて提出する必要はない。）
- (6) この耐震改修工事が 年 月 日までに完了しない場合又はこの耐震改修工事の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (7) この全体設計承認の内容を変更する場合、又は、耐震改修工事を取止める場合には、要綱に従い、市長に申請、報告又は届出をし、承認又は指示を受けなければならない。
- (8) 要綱の規定に基づく申請に係る地位及び補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならない。
- (9) この耐震改修工事に係る補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、要綱第 25 条第 1 項の規定により、これに協力しなければならない。
- (10) 第 2 号の承認条件に関わらず、この通知は耐震改修工事に係る全体設計の承認であって、耐震改修の費用に係る補助金の交付を確約するものではありません。

（A 4）

**横浜市木造住宅耐震改修促進事業
完了期日変更報告書**

年 月 日

（報告先）
横浜市長

報告者（申請者） 干
住所
氏名
電話 （ ）

次の建築物の耐震改修工事において、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第 9 条第 1 項に規定する補助金交付決定通知書、同要綱第 11 条第 1 項に規定する全体設計承認・不承認通知書、同要綱第 15 条第 2 項に規定する補助金交付変更決定通知書又は同要綱第 16 条第 2 項に規定する全体設計変更承認・不承認通知書に付された完了期日までに、下記の理由により耐震改修工事の完了が困難となったので、同要綱第 17 条第 1 項の規定により、報告します。

No.

建築物	所在地（地番表示）	
	構造及び規模	木造 階建て
	所有者氏名	
補助金交付（変更）決定通知書番号	年 月 日	第 号
全体設計（変更）承認・不承認通知書番号	年 月 日	第 号
補助金交付（変更）決定又は全体設計（変更）承認・不承認通知書に付された耐震改修工事の完了期日	年 月 日	
変更後の耐震改修工事の完了予定期日	年 月 日	
変更理由		

横浜市木造住宅耐震改修促進事業
耐震改修工事計画取止め・取下げ届

年 月 日

（届出先）
横浜市長

報告者（申請者） 千
住所
氏名
電話 ()

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱に基づき、申請しました耐震改修工事計画を取止め・取下げますので、同要綱第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

No. _____

1 補助対象建築物等 及び 取止め・取下げの理由等

建築物	所在地（地番表示）	
	構造 及び 規模	木造 階建て
	所有者氏名	
補助金交付（変更）申請日	年 月 日	
全体設計（変更）承認申請日	年 月 日	
全体設計（変更）承認・不承認通知書番号	年 月 日	第 号
取止め・取下げの理由		

※補助金交付（変更）申請日、全体設計（変更）承認申請日及び全体設計（変更）承認・不承認通知書番号は、最新のを記入してください。

2 添付書類

- (1) 次に掲げる通知書のうち、交付をうけたもの（原本）
 - ア 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 全体設計承認・不承認通知書（第 5 号様式）
 - イ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 全体設計変更承認・不承認通知書（第 12 号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

横浜市木造住宅耐震改修促進事業
耐震改修工事取止め承認申請書

年 月 日

（申請先）
横浜市長

報告者（申請者） 千
住所
氏名
電話 ()

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定による補助金交付決定を受けた次の建築物の耐震改修工事に係る事業を、事情により取止めますので、同要綱第 18 条第 2 項の規定により、必要書類を添えて、耐震改修工事に係る事業の取止めの承認を申請します。

なお、申請にあたっては、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱が適用されることに同意します。

No. _____

1 補助金の交付決定を受けた建築物等 及び 耐震改修工事取止め理由等

建築物	所在地（地番表示）	
	構造 及び 規模	木造 階建て
	所有者氏名	
補助金交付（変更）決定 通知書番号	年 月 日	第 号
全体設計（変更）承認 ・不承認通知書番号	年 月 日	第 号
中止（又は取止め）の理由		

※補助金交付（変更）決定通知書番号及び全体設計（変更）承認・不承認通知書番号は、最新のものを記入してください。

2 添付書類

(1) 次に掲げる通知書のうち、交付をうけたもの（原本）

- ア 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 補助金交付決定通知書（第 2 号様式）
- イ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 補助金交付変更決定通知書（第 10 号様式）
- ウ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 全体設計承認・不承認通知書（第 5 号様式）
- エ 横浜市木造住宅耐震改修促進事業 全体設計変更承認通知書（第 12 号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

（申請者）

様

横浜市長

**横浜市木造住宅耐震改修促進事業
耐震改修工事取止め承認通知書**

年 月 日に横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定により申請がありました耐震改修工事の取止めについては、同要綱第 18 条第 3 項の規定により次のとおり承認しましたので、通知します。

No. _____

1 耐震改修工事の取止めに係る建築物等

建築物	所在地（地番表示）	
	構造及び規模	木造 階建て
	所有者氏名	

2 補助金交付決定通知書番号及び全体設計承認通知書番号

補助金交付（変更）決定 通知書番号	年 月 日	第 号
全体設計（変更）承認 通知書番号	年 月 日	第 号

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 完了実績報告書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

報告者 (申請者) 千
住所
氏名
電話 ()

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定による補助金交付決定、又は、同要綱第 15 条第 2 項の規定による補助金交付変更決定を受けた次の建築物の耐震改修工事について、同要綱第 19 条第 1 項の規定により、必要書類を添えて、耐震改修工事に係る事業の実績を報告します。

No. _____

第 17 号様式 第 2 面 (第 19 条第 1 項関係)

1 報告を行う実績 (該当に○)

	耐震改修工事に係る事業の完了
	本年度の事業の出来高の完了 (※ 第 3 面を提出してください。)

2 補助金交付決定及び全体設計承認を受けた建築物等

建 築 物	所在地 (地番表示)	
	構造及び規模	木造 階建て
	所有者氏名	
補助金交付 (変更) 決定 通知書番号		年 月 日 第 号
全体設計 (変更) 承認・ 不承認通知書番号		年 月 日 第 号

※補助金交付 (変更) 決定通知書番号及び全体設計 (変更) 承認・不承認通知書番号は、最新のものを入力してください。

3 耐震改修工事計画を策定する際に用いる耐震診断法 (該当に○)

【精密診断型】 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「精密診断法」
【一般診断型】 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」
【壁量充足型】 建築物の構造耐力上主要な部分が昭和 56 年 6 月 1 日以降におけるある時点の建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定 (地震に関する構造耐力に係る部分に限る) に適合するものであることを確認する方法

4 耐震改修工事に要する費用及び補助金交付決定額等 (税抜)

	本年度出来高	全年度出来高
工事費用	円	円
上記のうち耐震改修工事に要する費用	円	円
補助限度単価の積算額 ③	円	円
補助区分ごとの補助金限度額	円	円
補助金交付決定額	円	

5 耐震改修工事に係る事業の完了日 (工事 (耐震改修工事と併せて実施する、耐震改修工事以外の工事を含む。) が一括して完了した日)

年 月 日

第 17 号様式 第 3 面（第 19 条第 1 項関係）（事業に係る補助金を一括で請求しようとする場合は提出不要です。）

6 施工事業者への支払い状況（全年度分）

事業内容	契約日	契約金額 (円)	支払（予定）日	支払金額（円）
耐震改修工事				

7 補助金受入調書（全年度分）

補助金交付決定日	補助金交付決定額	補助金受入（予定） 日	補助金受入（予定） 額
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円
計	円	計	円

（申請者）

様

横浜市長

**横浜市木造住宅耐震改修促進事業
補助金額確定通知書**

年 月 日 第 号により、交付を決定した次の建築物の耐震改修工事に要する費用に係る補助金の額を、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第 19 条第 2 項の規定により次のとおり確定しましたので、通知します。

No. _____

1 確定補助金額及び補助金額確定を行う建築物

建 築 物	所在地（地番表示）			
	構造及び規模	木造 階建て		
	所有者氏名			
耐震改修工事計画を策定する際に用いる診断方法		<input type="checkbox"/> 精密診断型	<input type="checkbox"/> 一般診断型	<input type="checkbox"/> 壁量充足型
補助区分		<input type="checkbox"/> 一般世帯区分	<input type="checkbox"/> 非課税世帯区分	
確定補助金額		円		

2 補助金額の確定に係る実績（該当に○）

	耐震改修工事に係る事業の完了
	耐震改修工事に係る事業の取止め

3 補助金の請求及び補助金交付後の処理等

- (1) この通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金請求書（第 19 号様式）を市長に提出し、補助金の請求を行うこととする。（交付は口座振替による。）
- (2) 申請者は交付される補助金を交付の目的以外に使用してはならない。当該補助金が目的外に使用された場合は、市長は、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱（以下、単に「要綱」という。）第 9 条第 1 項に規定する補助金交付決定、要綱第 15 条第 2 項に規定する補助金交付変更決定、要綱第 11 条第 1 項に規定する全体設計承認、又は、要綱第 16 条第 2 項に規定する全体設計変更承認の内容及び当該決定の全部又は一部を取り消し、当該補助金を交付した者に補助金の返還を命じることができる。
- (3) 補助金の交付を受けた申請者は、収支決算を行い、この通知後速やかに収支決算書（第 24 号様式）に耐震改修工事に要する費用に係る領収書の写しを添付し、速やかに市長に提出しなければならない。
- (4) 前号に規定する収支決算において余剰金が発生した場合は、申請者は、余剰金を速やかに市長に返還しなければならない。
- (5) 申請者、設計事業者及び施工事業者は、要綱による補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければならない。
- (6) 要綱に基づき当該補助金の交付を受け、耐震改修工事を実施した者は、当該補助金の交付を受けてから 10 年以上当該建築物に居住しなければならない。
- (7) 要綱に基づき当該補助金の交付を受け、耐震改修工事を実施した者は、当該補助金の交付を受けてから 10 年以上、当該補助の対象となった部分について、耐震改修工事完了後も適切に維持管理しなければならない。ただし、やむを得ず当該耐震改修工事の実施箇所を修繕、改変又は除却する場合は、当該者はあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 年度 補助金請求書

年 月 日

（提出先）
横浜市長

請求者（申請者） 千
住所
氏名
電話 ()

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第 19 条第 2 項の規定により補助金額
確定通知を受けた耐震改修工事に要する費用に係る補助金を、同要綱第 20 条第 1 項の規定によ
り、次のとおり請求します。

No. _____

建 築 物	所在地（地番表示）								
	構造及び規模	木造 階建て							
	所有者氏名								
補助金額確定通知書番号		年 月 日		第 号					
耐震改修工事に要する 費用に係る 補助金請求額		百万	千	0	0	0	円	円	
振込先金融機関		金融機関名	銀行 支店						
		口座番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座						
		口座名義人	フリガナ						

（申請者）

様

横浜市長

**横浜市木造住宅耐震改修促進事業
補助金交付決定取消通知書**

次の建築物の耐震改修工事に要する費用に係る補助金交付決定について、次の理由により、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第 21 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり取り消しましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

No. _____

建 築 物	所在地（地番表示）	
	構造及び規模	木造 階建て
	所有者氏名	
補助金交付（変更） 決定通知書番号		年 月 日 第 号
取消年月日		年 月 日
取消内容		
取消理由		

（申請者）

様

横浜市長

**横浜市木造住宅耐震改修促進事業
全体設計承認取消通知書**

次の建築物の耐震改修工事に係る全体設計の承認について、次の理由により、横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱第 21 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり取り消しましたので、同条第 3 項の規定により通知します。

No. _____

建 築 物	所在地（地番表示）	
	構造及び規模	木造 階建て
	所有者氏名	
全体設計（変更）承認・不承認通知書番号		年 月 日 第 号
取消年月日		年 月 日
取消内容		
取消理由		

横浜市木造住宅耐震改修促進事業 収支決算書

年 月 日

（提出先）
横浜市長

提出者（申請者） 千
住所
氏名
電話 ()

横浜市木造住宅耐震改修促進事業に関する補助金交付要綱に基づく耐震改修工事に要する費用に係る補助金について、次のとおり収支決算を行いましたので、同要綱 23 条第 1 項の規定により、必要書類を添えて提出します。

No. _____

1 耐震改修工事に要する費用に係る補助金額確定通知書番号

補 助 金 額 確 定 通 知 書 番 号	年 月 日 第 号
--------------------------	-----------

2 収支決算表

収 入		支 出	
費 目	金 額	費 目	金 額
本事業補助金	円	耐震改修工事に要する費用 (補助対象費用)	円 (税抜)
			円 (消費税)
	円	耐震改修以外の工事に要する費用 (補助対象外費用)	円 (税抜)
			円 (消費税)
	円		円
	円		円
計	円	計	円